

高病原性鳥インフルエンザ発生農場等における防疫措置状況について (令和3年2月4日15時現在)

城里町で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の状況は下記のとおりです。

記

【令和3年2月4日15時現在】

1 殺処分の状況

約 242,000 羽 (前日 15 時までの処分羽数 約 120,000 羽)

2 焼却場への搬出

約 3,200 箱, 約 48 t (前日 15 時までの搬出数 約 1,600 箱, 約 24 t)

3 その他

- ・ 我が国では、これまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- ・ 現場での取材については、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- ・ 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。